

サービスコード		サービス内容略称	算定単位		合成 単位数	算定単位		
種類	項目							
A2	1111	Ⅰ 訪問型独自サービス1	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 事業対象者・要支援1・要支援2 (週1回程度)	1176単位	1176	1月につき	
	2111				39単位	39	1日につき	
	1211			訪問型独自サービス2	(2) 事業対象者・要支援1・要支援2 (週2回程度)	2349単位	2349	1月につき
	2211					77単位	77	1日につき
	1321			訪問型独自サービス3	(3) 要支援2 (週2回を超える程度)	3727単位	3727	1月につき
	2321					123単位	123	1日につき
	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 1	高齢者虐待防止措置未実施減算	(1) 事業対象者・要支援1・要支援2 (週1回程度)	12単位減算	-12	1月につき	
	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 1日割			1単位減算	-1	1日につき	
	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 2		(2) 事業対象者・要支援1・要支援2 (週2回程度)	23単位減算	-23	1月につき	
	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 2日割			1単位減算	-1	1日につき	
	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 3		(3) 要支援2 (週2回を超える程度)	37単位減算	-37	1月につき	
	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 3日割		1単位減算	-1	1日につき		
	D211	訪問型独自業務継続計画未策定減算 1 1	業務継続計画未策定減算	(1) 事業対象者・要支援1・要支援2 (週1回程度)	12単位減算	-12	1月につき	
	D220	訪問型独自業務継続計画未策定減算 1 1日割			1単位減算	-1	1日につき	
	D212	訪問型独自業務継続計画未策定減算 1 2		(2) 事業対象者・要支援1・要支援2 (週2回程度)	23単位減算	-23	1月につき	
	D213	訪問型独自業務継続計画未策定減算 1 2日割			1単位減算	-1	1日につき	
	D214	訪問型独自業務継続計画未策定減算 1 3		(3) 要支援2 (週2回を超える程度)	37単位減算	-37	1月につき	
	D215	訪問型独自業務継続計画未策定減算 1 3日割			1単位減算	-1	1日につき	
	6001	訪問型独自サービス同一建物減算 1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10% 減算		1月につき	
	6003	訪問型独自サービス同一建物減算 2			事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15% 減算		
	6002	訪問型独自サービス同一建物減算 3			同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 12% 減算		
	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15% 加算		1月につき	
	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割			所定単位数の 15% 加算		1日につき	
	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10% 加算		1月につき	
	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の 10% 加算		1日につき	
8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算		1月につき		
8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5% 加算		1日につき		
4001	訪問型独自サービス初回加算	ロ 初回加算		200 単位加算	200	1月につき		
4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ハ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算 (Ⅰ)	100 単位加算	100	1月につき		
4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2) 生活機能向上連携加算 (Ⅱ)	200 単位加算	200			
6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ニ 口腔連携強化加算		50 単位加算	50	月1回限度		
6269	訪問型独自サービス処遇改善加算ⅠⅠ	ホ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ)イ	所定単位数の 270/1000 加算		1月につき		
6183	訪問型独自サービス処遇改善加算ⅠⅡ		(2) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ)ロ	所定単位数の 287/1000 加算				
6270	訪問型独自サービス処遇改善加算ⅡⅠ		(3) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ)イ	所定単位数の 249/1000 加算				
6184	訪問型独自サービス処遇改善加算ⅡⅡ		(4) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ)ロ	所定単位数の 266/1000 加算				
6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(5) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅲ)	所定単位数の 207/1000 加算				
6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(6) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅳ)	所定単位数の 170/1000 加算				

(注1) 本改定における新設は青色、変更は黄色で表示しています。

(注2) 同一建物減算、介護職員等処遇改善加算、特別地域加算及び中山間地域に係る加算は、介護予防訪問型サービスⅠ及びⅡで共通して使用するコードです。